

1【第2部 行動計画編】

2

3 第1章 行動計画の趣旨と計画期間

4

第1部第3章に掲げた県戦略の3つの目標（2050年目標）の実現に向けて、同第
5 4章に掲げた5つの行動目標（2025年目標）を達成するために、令和7（2025）
6 年度までに重点的に取り組む施策を行動計画として定めます。

7

8 第2章 行動計画

9

1. 行動計画の施策体系

10

行動計画は、5つの行動目標ごとに、各目標を達成するための具体的な施策を定めた
11 ものです。なお、各施策については複数の行動目標と関連するものが多く、それらの関連
12 性を整理・体系化すると次のようになります（表13）。

13

14

表13 行動計画の施策と各行動目標との関連性

行動目標	施策	行動目標				
		1	2	3	4	5
行動目標1 生物多様性の重要性について の県民の理解を深め、行動 につなげていく（生物多様性 の主流化を推進する）	① 県民への普及啓発	◎	○	○	○	○
	② 学校における環境教育・学習の推進	◎	○	○	○	○
	③ 自然とのふれあいの推進	◎	○	○	○	○
	④ 多様な主体による保全活動等の推進	◎	○	○	○	○
	⑤ 生物多様性に配慮した公共工事等の推進	◎	○	○		○
行動目標2 自然環境の監視と種の保 護・生態系の保全を強化する	① 希少種等の保護		◎			○
	② 重要地域の保全等		◎			○
	③ 生態系（野生生物の生息・生育環境）の 保全、回復		◎		○	○
	④ 監視体制の推進		◎	○		○
	⑤ 環境対策（水環境、漂流漂着ごみ、 温暖化等）の推進		◎		○	○
行動目標3 人により持ち込まれた外来 種等の侵入や定着・拡散を防 止する	① 普及啓発	○	○	◎		○
	② 外来種等の早期発見・防除の推進		○	◎	○	○
行動目標4 人とふるさとの自然とのつ ながりを回復し、多様な地域 資源の活用を進める	① 里地里山・里海の保全と活用		○		◎	○
	② 鳥獣被害等防止対策の推進			○	◎	○
	③ 環境に配慮した生産活動の推進		○		◎	
	④ 地域資源を活用した地域振興策の推進	○			◎	
行動目標5 生物多様性に関する基礎 データの収集・整備を進める	① 基礎データ（野生動植物の生息・生育 状況等）の収集	○	○	○	○	◎
	② 自然環境情報の整備、活用	○	○	○	○	◎

15

凡例：◎関連性が強いもの、○関連性があるもの

2. 行動計画

5つの行動目標ごとに、生物多様性の保全と持続可能な利用のための施策を行動計画として定めます。各施策の実施にあたっては、SDGsの達成に向けた取組としても推進されるよう、施策項目ごとに関連するSDGsの目標を示しています。

また、行動計画ごとに、各施策の進捗状況や達成状況を客観的に把握していくため、可能なものについては指標と目標値を設定しています。

なお、各取組について、新たな取組は【新】、強化する取組は【強】、継続の取組は【継】と表記し、その取組を実施する所管課室も記載しています。各取組が複数の目標に関連する場合は、(再掲)と表記しています。

行動目標1：生物多様性の重要性についての県民の理解を深め、
行動につなげていく（生物多様性の主流化を推進する）

<施策の方向性>

(1) 自然への関心を高め、生物多様性の重要性についての理解を深める

- ・生物多様性への県民の理解を深め、行動へとつなげていくためには、生物多様性と私たちの暮らしとの関係を知り、身近な問題として感じてもらうことが重要であるため、生物多様性に関する普及啓発や教育・学習の充実、自然とのふれあいの機会と場の提供などの取組などを進めます。

施策：①、②、③

(2) 多様な主体による生物多様性に配慮した取組を推進する

- ・多様な主体による生物多様性に配慮した取組を推進するため、生物多様性に配慮した消費行動の推奨、多様な主体による保全活動の推進（参画、連携協働の促進、人材育成や活用、活動支援など）、生物多様性に配慮した公共工事の推進などによる行政施策への生物多様性の浸透などを進めます。

施策：④、⑤

1 <施策と具体的な取組>

2 ① 県民への普及啓発



3

4
5 ○環境月間等のイベントや環境学習総合サイト「e ネットながさき」による環境関連情
6 報の発信、環境リーダーの拡大やネットワークの強化を行い、環境教育、環境保全活
7 動を推進します。【継】〔県民生活環境課〕

8

9 ○生物多様性に関する多様な情報（自然環境や保全活動、生物多様性に配慮した行動
10 等）を幅広く発信するため、環境月間等のイベントや新聞等のメディアを利用し
11 た広報を検討するとともに、県ホームページや生物多様性Webサイト等の充実を
12 図ります。また、HPやSNS等を活用した普及啓発を推進します。【強】〔自然環
13 境課〕

14

15 ② 学校における環境教育・学習の推進



16

17

18 ○自然環境情報の提供や生物多様性に関する講演会、自然体験活動等を通じて、環境教
19 育を推進します。【継】〔自然環境課〕

20

21 ○小中学校において、自然に親しむ体験活動を充実させます。さらに、本土部の小中
22 学校が行う「しま」地区での自然体験活動等に対して支援を行います。【継】〔義務教育
23 課〕

24

25 ○郷土学習資料に、環境保全やSDGsをテーマにした資料を掲載し、県内すべての中
26 学生に配布します。【継】〔義務教育課〕

27

28 ○自然科学教育の更なる充実を図るため、長崎大学が実施している小・中学校の児童生
29 徒対象講座に、連携・協力します。【継】〔義務教育課〕

30

31 ○各学校が行う地域清掃や水質調査、生態調査等について、地域と協働し、活動実施を
32 支援します。また、各種環境教育に関するコンテスト等への積極的な参加を促進しま
33 す。【継】〔高校教育課〕

34

1 ③ 自然とのふれあいの推進

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34



○身近な生きものの生息生育状況を調査する県民参加型いきもの調査を推進します。

【新】〔自然環境課〕

○各市町で開催されている地域子ども教室において、自然体験活動の取り入れを促します。また、青少年教育施設や公民館等における子どもや親子を対象とした自然体験講座の実施を支援します。さらに、環境教育講座、自然観察及び自然体験活動を充実していきます。【継】〔生涯学習課〕

○県民大学の主催及び連携講座で、自然体験・環境保全活動や環境教育を推進する講座を支援し、まなびネットでの周知啓発を図ります。【継】〔生涯学習課〕

○川を通して子どもたちが自然とふれあう機会を充実させるため、関係部局や地域の関係機関が連携し、子どもが遊びやすく生物多様性を実感できる水辺の登録、長崎ふれあい水辺HP等による情報発信及び利用促進などを行います。また、このような水辺の創出を検討します。【継】〔河川課〕

○県民の森において、自然体験型の環境学習や企画内容を充実させ、より多くの人たちに森林の中で自然とふれあう機会を提供し、生物多様性を含めた自然環境の大切さを伝えます。【継】〔林政課〕

○地域で開催される研修会・学習会等に学識経験者や実践活動家からなる環境アドバイザーを派遣し、地域における環境活動を推進します。【継】〔県民生活環境課〕

○「第3期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と想像のための行動計画」に基づき、関係機関と連携し、豊かな水辺環境の保全及び自然と調和した水辺環境の利活用を推進します。【継】〔地域環境課〕

○優れた自然環境や自然公園施設、自然体験活動等に関する情報を発信し、自然資源の活用を推進します。【継】〔自然環境課〕

1 ④ 多様な主体による保全活動等の推進

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30



○多様な主体による協働の取組みを促進するため、協働に関する相談等の受付窓口である「協働サポートデスク」を設置し、NPO・ボランティア団体への情報提供や助言、事業提案等の受付を行うほか、専門家によるコーディネート支援を行います。【継】〔県民生活環境課、関係各課室〕

○地域で開催される研修会・学習会等に学識経験者や実践活動家からなる環境アドバイザーを派遣し、地域における環境活動の推進を図ります。(再掲)【継】〔県民生活環境課〕

○ながさき環境県民会議において、資源循環型の長崎県を推進するための「ゴミゼロながさき実践計画」や地球温暖化防止対策を推進するための「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」の進行管理を行い、県民総ぐるみでの環境保全活動を推進します。【継】〔資源循環推進課〕

○市町や民間団体等が実施する生物多様性保全に関する希少種の保護等の活動や普及啓発活動、組織の基盤強化の取組等を支援することにより、希少種等の保護を促進するとともに活動への多様な主体の参画を促進します。【強】〔自然環境課〕

○地域住民等が協力して森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組に対し支援します。また、NPOや森林ボランティア団体、企業などの多様な担い手による森林づくりを推進するとともに、活動の支援を行います。【継】〔林政課〕

○環境に配慮した物品などの購入（グリーン購入）の普及促進を図ります。【継】〔地域環境課〕

1 ⑤ 生物多様性に配慮した公共工事等の推進

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35



○公共工事及びその他の施設整備事業について、県庁環境マネジメントシステム（EMS）に基づき、環境に配慮した工事を推進します。【継】〔地域環境課〕

○長崎県環境物品等調達方針に公共工事分野を設け、資材、建設機械、工法、目的物ごとに環境に配慮した基準を定めることで生物多様性にも配慮しています。【継】〔地域環境課〕

○公共工事の実施にあたっては、事業の構想段階から地元住民や関係機関等と調整し、計画地周辺の動植物の把握や希少種などの生息・生育環境への影響の回避・低減、在来種を活用した緑化など生物多様性への配慮を推進し、必要に応じて適切な保全措置を講じるよう努めます。【継】〔自然環境課〕

○生物多様性に配慮し、水産生物の良好な生息環境空間の創出と水産資源の持続可能な利用に資する漁場の整備を推進します。【継】〔漁港漁場課〕

○公共工事の実施にあたっては、必要に応じて、周辺動植物の生息環境への影響を考慮し、生物多様性に配慮した整備に努めます。【継】〔漁港漁場課〕

○農地の基盤整備事業において、現場発生石材を有効活用して石積みによる畦畔復旧を行うことで、野生生物の生育、生息空間の創出を推進します。【継】〔農村整備課〕

○農業農村整備事業の実施にあたっては、計画段階から生物多様性配慮の視点を導入するとともに、地域住民の理解・参画を得ながら、適宜専門家の助言を得て計画的に推進していきます。【継】〔農村整備課〕

○現在の森林を保全しながら防災力強化をおこなう地山補強土工法や固定工、アンカー、杭工、集水井工等の治山工事に取り組みます。また、ニホンジカ等の獣害被害が多い地域においては、必要な獣害防止対策を講じながら植生保全に努めます。【継】〔森林整備室〕

- 1 ○道路建設等にあたっては、必要に応じて自然環境への影響調査の実施、自然景観の保
2 護、緑化植物の外来種等の使用防止（在来種の利用）、生きものに配慮した構造物の
3 利用等により、生物多様性に配慮した公共工事を推進します。【継】〔道路建設課〕
4
- 5 ○公共工事の実施にあたっては、必要に応じて、事業の構想段階から多様な主体の参画
6 による合意形成を図る取組を進め、計画地周辺の動植物の把握や希少種などの生息・
7 生育環境への影響の回避・低減、在来種を活用した緑化など生物多様性への配慮を推
8 進し、必要に応じて適切な保全措置を講じるよう努めます。【継】〔道路建設課、道路
9 維持課、河川課〕
10
- 11 ○港湾・海岸整備において、必要に応じて生物共生機能を付加させることにより、生物
12 生息場及び良好な海域環境の創出に努めます。また、地域住民が自然に親しめる空間
13 とあわせて、必要に応じて多様な生物の生息・生育空間を創出できるような緑地の整
14 備に努めます。【継】〔港湾課〕
15
- 16 ○河川改修にあたっては「多自然川づくり」の理念を基本とし、多様な河川景観を保全・
17 再生し、在来の生物の生息環境と生物多様性の向上に配慮した河川管理を行います。
18 【継】〔河川課〕
19
- 20 ○砂防施設の整備に際しては、豪雨、地すべり等による山地災害を防止するだけではな
21 く、景観との調和、平常時の溪流環境の連続性や生物の生息・生育環境の保全、さら
22 に下流域への土砂供給による海岸砂浜等の形成を考慮するために、間伐材などの自然
23 素材を活かした工法の導入等や既設治山ダムの透過型化を推進します。【継】〔砂防課〕
24
25

1 <成果指標>

指標	基準値	目標値	該当施策
・「生物多様性」の言葉の認知度（県政アンケート）〔自然環境課〕	59% （R1年度）	70% （R7年度）	①、②、 ③、④
・県戦略の認知度等（県政アンケート）〔自然環境課〕	10% （R1年度）	25% （R7年度）	①、②、 ③、④
・自然への関心度（県政アンケート）〔自然環境課〕	67% （R1年度）	70% （R7年度）	①、②、 ③、④
・自然体験活動に取り組んでいる小・中学校の割合〔義務教育課〕	86.5% （R1年度）	100% （R7年度）	②
・生物多様性保全と利用に関する取組への参画割合（県政アンケート）〔自然環境課〕	22% （R1年度）	44% （R7年度）	①、②、 ③、④
・生物多様性保全と利用活動に取り組む会員の参加割合（県政アンケート）〔自然環境課〕	18% （R1年度）	40% （R7年度）	①、④
・ながさきグリーンサポーターズクラブ登録者数〔県民生活環境課〕	2,734人 （R1年度）	毎年度設定	①、③、 ④
・環境配慮物品の調達〔地域環境課〕	98.3% （R1年度）	100% （R7年度）	④、⑤

2

3 <活動指標>

指標	基準値	目標値	該当施策
・環境アドバイザー派遣回数【継続】〔県民生活環境課〕	72回 （R1年度）	毎年度設定	③、④
・環境学習等の開催回数（諫早湾干拓調整地水辺空間づくり事業）【継続】〔地域環境課〕	3回 （R1年度）	3回 （毎年度）	③

4

1
2
3
4
5

行動目標2：自然環境の監視と種の保護・生態系の保全を強化する

＜施策の方向性＞

(1) 地理的・地史的特性を反映した長崎県の個性（種や生態系）を守る

・長崎県ならではの生物多様性の特徴を踏まえ、種の保護や生態系の保全を強化するため、希少種等の保護、重要地域の保全、生態系の保全や回復、監視体制の推進、環境対策の推進などの取組を進めます。

施策：①、②、③、④、⑤

(2) 希少野生動植物種などを保護する

・希少野生動植物を保護するため、保護増殖事業の実施や希少種の捕獲・採取に関する規制などの取組を進めます。

施策：①

(3) 重要地域を核として、様々な生態系の保全、回復を図り、生態系ネットワークの形成を進める

・自然公園などの重要地域の保全、生態系の保全や回復、生態系ネットワークの形成に向けた取組を推進します。

施策：②、③

6

＜施策と具体的な取組＞

7

① 希少種等の保護

8

9

10

11

12

13

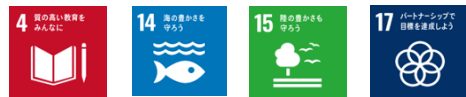
14

15

16

17

18



○市町や民間団体等が実施する生物多様性保全に関する希少種の保護等の活動や普及啓発活動、組織の基盤強化の取組等を支援することにより、希少種等の保護を促進するとともに活動への多様な主体の参画を促進します。(再掲)【強】〔自然環境課〕

○対馬のみに生息し、国内希少野生動植物種であるツシマヤマネコの普及啓発や生息状況モニタリング調査等を行う保護増殖事業を環境省、林野庁、対馬市等の関係機関とともに推進します。【継】〔自然環境課〕

1 ○絶滅危惧種の中でも、特に保護の必要性が高い種については、長崎県希少野生動植物
2 の保護と生息・生育地の保全に関する方針に基づき、保全すべき種や区域の指定など
3 規制による保護を推進します。【継】〔自然環境課〕

4
5 ○鳥獣による生態系や農林水産業等の被害に関する情報提供や野生生物との接し方に
6 関する普及啓発を通じて、野生鳥獣の保護と適正な管理を図ります。【継】〔自然環境
7 課〕

8
9 ○野生生物との接し方の啓発に努めるとともに、負傷鳥獣の救護施設等での救護活動に
10 より、多くの負傷鳥獣の野生復帰を推進します。また、救護のあり方について検討を
11 進めていきます。【継】〔自然環境課〕

12
13 ○野生鳥獣の適正な保護管理のため、鳥獣保護管理事業計画の策定と計画に基づく運用
14 を進めます。【継】〔自然環境課、農山村対策室〕

15 16 ② 重要地域の保全等



17
18
19 ○自然景観、野生動植物や生態系に関する調査などの結果を踏まえ、必要に応じて、長
20 崎県未来環境条例に基づく自然環境保全地域の追加指定または拡充を検討します。
21 【継】〔自然環境課〕

22
23 ○自然景観、野生動植物や生態系に関する調査などの結果を踏まえ、自然公園区域及び
24 公園計画、自然環境保全地域等の見直しを検討し、自然公園の適切な管理を図ります。
25 また、必要に応じ、採取を規制する指定動植物を指定し、希少種や生態系の保全を図
26 ります。【継】〔自然環境課〕

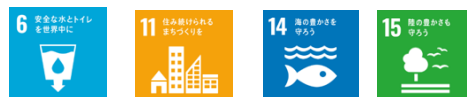
27
28 ○鳥獣の重要な生息地については、鳥獣保護区として維持していきます。【継】〔自然環
29 境課〕

30
31 ○ジオパークについては、地元市町や関係団体と連携し、その資源の保全や活用、新た
32 な認定に向けた取組等を推進します。また、貴重な自然環境の保全を図るため、必要
33 に応じ、新たな地域指定について環境省や地元市町と連携し検討を進めます。【継】
34 〔自然環境課〕

35

1 ○名勝・天然記念物の指定、重要文化的景観に選定された地域について、文化庁や市町
2 と連携して維持、管理を行い、生物及び風致の多様性の保全を推進します。【継】〔学
3 芸文化課〕

5 ③ 生態系（野生生物の生息・生育環境）の保全、回復



6 ○水産資源回復のため、藻場・干潟・浅場の維持・回復等保全活動を行う組織を支援し
7 ます。【継】〔漁政課〕

8 ○沿岸・海洋生態系の維持・回復を目的とした水産庁の水産多面的機能発揮対策事業な
9 どを活用し、藻場・干潟等における生物多様性の保全活動を促進するとともに、保全
10 活動の効果把握など技術的な支援に取り組みます。【継】〔漁港漁場課〕

11 ○放牧等の促進により、放牧地や採草地として利用される草原の維持管理を推進します。
12 【継】〔畜産課〕

13 ○耕作放棄地を優良農地として利用するため、農地の基盤整備を促進します。【継】〔農
14 村整備課〕

15 ○本県の自然的・経済的・社会的条件を踏まえて地域森林計画を策定し、適切に運用し
16 ます。【継】〔林政課〕

17 ○人工林において、間伐など手入れが行われず放置されると、荒廃が進み森林が有する
18 公益的機能が低下し、洪水や土砂災害などが発生する可能性が高まるため、適切な森
19 林整備を行います。【継】〔森林整備室〕

20 ○都市における生物多様性を確保する観点から、公園・緑地等の都市施設の活用により、
21 市町と連携しながら都市地域における良好な自然環境としての緑地の保全と創出に
22 努めます。【継】〔都市政策課〕

23 ○都市域や都市周辺における緑地や水辺は、都市の生態系ネットワークを維持する上で
24 重要な役割を果たしているため、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を講
25 じる緑の基本計画の策定を市町へ指導すると共に、都市公園を適切に維持管理します。
26 【継】〔道路維持課〕

1
2 ○浚渫工事や埋立工事において、汚濁拡散を防ぐため、必要に応じて汚濁防止膜等の設
3 置をおこない、周辺海洋への濁りの影響を最小限に抑えます。【継】〔港湾課〕

5 ④ 監視体制の推進



6
7
8 ○事前に開発計画に係る関係法令等についての協議・確認等を行うことで、開発行為の
9 適正な誘導を図り、無秩序な土地開発を防止するとともに、良好な地域環境を確保し
10 ます。【継】〔土地対策室〕

11
12 ○長崎県環境影響評価条例、環境影響評価法及び個別法等にかかる開発行為について、
13 環境に対する影響を審査し環境保全措置を指導するなど、環境影響評価制度の適切な
14 運用を図ります。【継】〔地域環境課〕

15
16 ○優れた自然風景地等の適正な保護と利用の増進を図るため、自然公園法等に基づく許認
17 可業務を実施します。【継】〔自然環境課〕

18
19 ○自然環境保全地域や自然公園、九州自然歩道については、自然公園指導員や自然環境
20 監視員等の活動を推進することにより、現況把握や適切な利用とその保全活動の充実
21 を図り、必要に応じて標識の整備や巡視などの適切な保全管理を推進します。【継】
22 〔自然環境課〕

23
24 ○鳥獣保護区においては、鳥獣保護管理員による定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査
25 を実施するとともに、適正な管理や、鳥獣の生態などに関する普及啓発を行っていき
26 ます。【継】〔自然環境課〕

27
28 ○海砂採取については、水産資源の保護及び自然環境の保全の見地から、採取禁止区域、
29 採取方法、採取限量などの規制を行ったうえで適正な許認可を行います。また、海
30 砂採取による海域への影響を調査するため、最も採取量が多い壱岐海域において、継
31 続的なモニタリング調査を行います。【継】〔監理課〕

32
33 ○名勝や天然記念物、重要文化的景観を保護するため、自然的な価値に配慮して文化財
34 保護法に基づく現状変更の許可等を行います。【継】〔学芸文化課〕

1 ○市町村と連携して文化財保護指導委員による国指定・県指定の名勝、天然記念物や重
2 要文化的景観の巡視を行います。【継】〔学芸文化課〕

3
4 ⑤ 環境対策（水環境、漂流漂着ごみ、温暖化等）の推進



6
7 ○公共用水域や地下水について、環境基準の達成状況や経年変化等を継続して把握しま
8 す。【継】〔地域環境課〕

9
10 ○第4期大村湾環境保全・活性化行動計画に基づく各種施策を推進します。【継】〔地域
11 環境課〕

12
13 ○「第3期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と想像のための行動計画」に基づき、関係
14 機関と連携し、豊かな水辺環境の保全及び自然と調和した水辺環境の利活用を推進し
15 ます。（再掲）【継】〔地域環境課〕

16
17 ○大村湾の環境美化や水質保全等のための浮遊ごみ除去対策事業への支援を行います。
18 【継】〔地域環境課〕

19
20 ○大気環境の把握のため、大気環境測定局等において大気環境の常時監視を行います。
21 【継】〔地域環境課〕

22
23 ○長崎県地球温暖化対策実行計画に基づき総合的な地球温暖化対策を推進することで、
24 生物多様性の保全に寄与します。【継】〔地域環境課〕

25
26 ○海や川の水質を保全し、住民の生活環境の向上を図るため、浄化槽等の污水处理施設
27 の普及を促進します。【継】〔水環境対策課〕

28
29 ○国の海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用し、海岸漂着物等の回収処理、発生
30 抑制対策事業を実施します。【継】〔資源循環推進課〕

31
32 ○「長崎県未来につなぐ環境を守り育てる条例」に基づき「ごみの投げ捨て等防止重点
33 地区」、「喫煙禁止地区」、「自動販売機設置届出地区」に指定されている県内の文化遺
34 産周辺地域や自然公園地区において、指定地区の周知・啓発活動及び巡回指導を行
35 います。【継】〔資源循環推進課〕

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

○6月の環境月間に、環境美化活動として「空きかん等回収キャンペーン」を実施します。【継】〔資源循環推進課〕

○国立公園の主要利用地域において、美化清掃に努めます。【継】〔自然環境課〕

○国の海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用し、海岸漂着物等の回収処理を実施します。【継】〔漁港漁場課〕

○温室効果ガス吸収源対策として、吸収源である森林を整備します。【継】〔森林整備室〕

<成果指標>

指標	基準値	目標値	該当施策
・法令規制及び保全事業活動により守られた生物多様性を構成する野生動植物の種類〔自然環境課〕	59種 (R1年度)	77種(累計) (R7年度)	①、②
・搬出間伐面積〔森林整備室〕	2,081ha (R1年度)	2,490ha (R7年度)	③
・「ごみの投げ捨て等防止重点地区」の散乱ごみの割合〔資源循環推進課〕	7% (R1年度)	7% (R7年度)	⑤
・汚水処理人口普及率〔水環境対策課〕	81.7% (R1年度)	85.6% (R7年度)	⑤

13
14

<活動指標>

指標	基準値	目標値	該当施策
・生物多様性保全事業等実施箇所数〔自然環境課〕	52件 (R1年度)	70件(累計) (R7年度)	①
・公園計画の見直しを行った県立自然公園などの数〔自然環境課〕	—	5件(累計) (R7年度)	②
・海域環境の保全活動等に取り組む組織数(離島漁業再生支援交付金、水産多面的機能発揮対策事業)〔漁政課・漁港漁場課〕	150組織 (R1年度)	150組織 (R7年度)	③
・自然公園等の巡視回数〔自然環境課〕	—	216回 (毎年度)	④

15
16

1 <その他の指標>

指標	基準値	目標値	該当施策
・絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅰ類）の数〔自然環境課〕	547種 (H29年度)	547種以下 (レッドリスト見直し時)	①～⑤ すべて

2

1
2
3
4

行動目標3：人により持ち込まれた外来種等の侵入や定着・拡散を防止する

＜施策の方向性＞

- (1) 外来種（国外・国内由来外来種）などに関する理解を深め、放出防止を図る
 - ・外来種の被害防止3原則（入れない、捨てない、拡げない）などの普及啓発や、外来種の分布や影響についての情報の共有化を進めます。
 - ・飼養されている愛玩動物や家畜などの適正管理と逸脱防止を推進します。
 施策：①

- (2) 外来種などの侵入・定着・拡散による生態系等への被害発生を回避する
 - ・侵入・定着を未然に防ぐことが重要であるため、県民も含めた監視体制の強化を図り、早期発見に努めます。
 - ・侵入・定着が確認された外来種は、関係機関や地元市町、地域住民と連携して、効率的・効果的な防除に努めます。
 施策：②

5
6

＜施策と具体的な取組＞

7
8
9

① 普及啓発



10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

- 外来種等の生態や外来種等による被害状況、外来種の被害防止3原則（入れない、捨てない、拡げない）、外来種の分布状況を示した長崎県外来種リスト等について、HP やリーフレット等により県民や事業者向けにわかりやすく情報発信し、外来種情報の共有化を推進します。【強】〔自然環境課〕

- 行政に引き取られる動物を減らし、殺処分される犬猫の減少を図るため、野良猫の不妊化の推進、市町の生活環境被害対策との連携、適正飼養の啓発などを行います。【継】〔生活衛生課〕

1 ② 外来種等の早期発見・防除の推進

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21



○外来種等の侵入・定着・拡散による生物多様性、農林水産業及び県民の安全を守るため、「長崎県外来生物対策協議会」を設置し、関係機関や県内市町等との情報共有等を進めます。地元市町や地域住民、施設管理者等と連携し、現状把握に取り組むとともに、地元市町等による定着・拡散の防止のための防除等の促進を図ります。【継】〔自然環境課〕

○防除の緊急性が高いアライグマなどの特定外来生物については、現状把握に努めるとともに、市町が実施する被害防止目的の捕獲の支援など、県と市町村、地域住民等が一体となった取組を推進します。【継】〔農山村対策室〕

○都市公園や道路緑地等における外来種等の生息、生育の状況把握と防除等の対策を推進する。【継】〔道路維持課〕

○国と連携して、港湾における特定外来生物であるヒアリの進入状況調査確認と防除等の対策を推進します。【継】〔港湾課〕

＜成果指標＞

指標	基準値	目標値	該当施策
・外来種の認知度（県政アンケート）〔自然環境課〕	—	75% (R7年度)	①
・アライグマの分布拡大（定着）〔自然環境課〕	—	新たな地域での 定着がない	②

22
23

1
2
3
4
5

行動目標４：人とふるさとの自然とのつながりを回復し、多様な地域資源の活用を進める

<施策の方向性>

(１) 人口減少や少子高齢化の進行を踏まえ、里地里山などの保全対策を図る

- ・長崎県の島しょ部や中山間地域では、急激に人口減少や高齢化が進んでおり、自然と人間とのかかわりの中で創り出されてきた里地里山や里海などの二次的自然は荒廃しつつあるため、里地里山などでの保全活動（周辺林地の草刈や生物の保護などの多面的機能を増進する活動）の支援、地域を維持するための取組（荒廃農地の発生防止や担い手育成など）を進めます。

施策：①

(２) 野生鳥獣などの適正な管理を図る

- ・生息数の増加や生息域の拡大が見られるイノシシやニホンジカなどの野生鳥獣について、農林業被害や生態系被害を防止するため、環境改善や防護、効果的な捕獲を組合せた総合的な対策の推進により適正な管理を図ります。

施策：②

(３) 生物多様性に配慮した生産活動の推進を図る

- ・生物多様性に配慮した生産活動（自然環境に配慮した農業や、森林・水産資源の適切な利用・管理など）を推進します。
- ・生物多様性に配慮した生産物の付加価値化（エコラベルなど）を推進します。

施策：③

(４) 地域資源を活用した産業を育てる

- ・生物多様性を活用した魅力あふれる地域づくりを進めます。
- ・生物多様性の恵みである地域資源（地域で培われてきた様々な食文化、伝統芸能など）を活用したエコツーリズムやグリーンツーリズムなどを促進します。
- ・バイオマス資源や温泉などを生かした商品・サービスの開発などの取組を進めます。
- ・雇用創出や製品の販売促進など地域産業の育成を図ります。

施策：④

6

1 <施策と具体的な取組>

2 ① 里地里山・里海の保全と活用



5 ○市町や民間団体等が実施する生物多様性保全に関する希少種の保護等の活動や普及啓発活動、組織の基盤強化の取組等を支援することにより、希少種等の保護を促進するとともに活動への多様な主体の参画を促進します。(再掲)【強】〔自然環境課〕

9 ○浜の魅力や就業環境等の情報収集と発信、就業前後の切れ目ない支援により、里海を管理する漁業の担い手確保を図ります。【継】〔水産経営課〕

12 ○農振農用地区域等において、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援します。【継】〔農山村対策室〕

15 ○農業・農村の持つ多面的機能の維持・活性化のためにボランティアと農山村集落が協働して資源保全活動に取り組む仕組みづくりを構築します。【継】〔農山村対策室〕

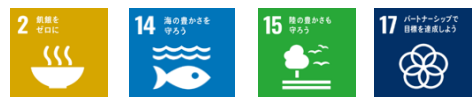
18 ○中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、集落協定で定めた農業生産活動や多面的機能を増進する活動を行う農業者等を支援します。【継】〔農山村対策室〕

21 ○荒廃農地の発生防止及び再生利用を推進します。【継】〔農地利活用推進室〕

23 ○地域住民等が協力して森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組に対し支援します。(再掲)【継】〔林政課〕

26 ○森林等の多面的機能の発揮のため、適切な森林の整備を推進します。【継】〔森林整備室〕

29 ② 鳥獣被害等防止対策の推進



32 ○野生鳥獣の適正な保護管理のため、鳥獣保護管理事業計画の策定と計画に基づく運用を進めます。(再掲)【継】〔自然環境課、農山村対策室〕

35 ○イノシシやニホンジカなど生息数が増加し、深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣の管

1 理のため、捕獲技術の向上や生息数の把握を行うとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業
2 を活用してニホンジカの集中的な捕獲を行います。【継】〔自然環境課、農山村対策室〕

3
4 ○ナルトビエイによるアサリ、タイラギ等の2枚貝類の食害の被害を軽減するため、駆
5 除事業を実施します。【継】〔漁港漁場課〕

6
7 ○野生鳥獣による農作物被害発生箇所や防護柵設置及び捕獲を一体的にマップ化する
8 情報システムを活用し、市町が策定する被害防止計画に基づく対策が効率的・効果的
9 に実施されるよう支援します。【継】〔農山村対策室〕

10
11 ○イノシシ対策A級インストラクターや鳥獣被害対策実施隊員、捕獲従事者などの人材
12 の更なる確保・育成に向け、捕獲技術の向上やICT技術を活用した情報システム利
13 活用の研修等により、対策指導・捕獲体制の強化を図ります。【継】〔農山村対策室〕

14
15 ○ニホンジカによる新植苗の食害を防ぐための防鹿ネット設置等の被害防止対策の支
16 援を推進します。【継】〔森林整備室〕

19 ③ 環境に配慮した生産活動の推進



20
21
22
23 ○水産資源の維持、増大及び持続的利用を図るため、漁業者自らが休漁期間等の管理措
24 置を設定した資源管理計画の取組を推進します。【継】〔漁業振興課〕

25
26 ○農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて
27 行なう地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組みに対し
28 支援します。【継】〔農業経営課〕

29
30 ○農作物の安全性や環境保全等に係るリスクを低減する長崎県版GAP等の導入を推
31 進し、消費者や実需者からの信頼を高める産地や農業者の育成を図ります。【継】〔農
32 業経営課〕

33
34 ○環境への負荷の少ない施肥や病害虫の管理技術の普及推進を目的とする現地展示圃
35 の設置や講習会の開催等を行ないます。また、有機栽培等を支援する人材の育成や有

1 機農業者と消費者の交流等の促進を図り有機農業等の取組拡大を進めます。【継】〔農
2 業経営課〕

3
4 ○地域住民等が協力して森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山
5 村地域の活性化に資する取組に対し支援します。(再掲)【継】〔林政課〕

6
7 ○施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、搬出間
8 伐の施業に対して支援します。【継】〔森林整備室〕

9
10 ○森林資源の循環利用を図るためには、木材利用の推進が求められることから、公共建
11 築物等における県産木材の積極的利用を推進します。【継】〔林政課〕

12
13 ○生物多様性を重視して生産された水産物について「水産エコラベル」等の活用を推進
14 します。【継】〔水産加工流通課〕

15 16 ④ 地域資源を活用した地域振興策の推進



17
18
19 ○県内の美しい自然景観（砂浜等の自然海岸、棚田等）等を観光資源として発信してい
20 くことで、生態系サービスの重要性に対する県民の理解を深め、魅力ある地域づくり
21 や景観の保全に貢献します。【継】〔観光振興課〕

22
23 ○地域の魅力を満喫できるウォーキングコースである九州オルレを活用した市町の取
24 組について、海外への情報発信に取り組みます。【継】〔国際観光推進室〕

25
26 ○自然公園施設の整備や維持管理を行い、安全で快適な利用の確保を図ります。【継】
27 〔自然環境課〕

28
29 ○優れた自然環境や自然公園施設、自然体験活動等に関する情報を発信し、自然資源の
30 活用を推進します。(再掲)【継】〔自然環境課〕

31
32 ○島原半島全体の持続的な地域振興のため、国、県、市、民間で連携し、国立公園雲
33 仙の滞在環境の上質化やインバウンド受入れ環境整備を推進します。【新】〔自然環
34 境課〕

- 1 ○ジオパーク活動をはじめとした自然資源等を活用したエコツーリズムを推進し、地域
 2 の振興と自然環境の保全を図ります。【継】〔自然環境課〕
 3
 4 ○地域資源を活用したブルーツーリズム等を推進します。【継】〔漁政課〕
 5
 6 ○農山村地域の資源を活用した農泊の推進により、都市住民等との交流を促進し、地域
 7 の活性化を図ります。【継】〔農山村対策室〕
 8
 9 ○持続可能なエネルギー源としてバイオマス材の利用拡大を図るため、路網整備、高性能
 10 林業機械の導入など生産体制を支援します。【継】〔林政課〕
 11
 12 ○まちなみや建造物、樹木などの景観資産を登録し、ゆるやかに保全を行うとともに、
 13 「ながさき景観資産ガイド 長崎景色」を作成公表することで、地域資源としての活
 14 用を推進します。また、保全・活用事業への支援を行います。【継】〔都市政策課〕
 15

16 <成果指標>

指標	基準値	目標値	該当施策
・農業・農村の多面的機能維持のための活動取組面積〔農山村対策室〕	25,625ha (H30年度)	29,350ha (累計)(R7年度)	①
・野生鳥獣による農作物被害額〔農山村対策室〕	208.3百万円 (H30年度)	120.0百万円 (R7年度)	②
・有機・特別栽培に取り組む面積〔農業経営課〕	1,793ha (R1年度)	2,100ha (累計)(R7年度)	③
・自然公園利用者数〔自然環境課〕	14,069千人 (R1年)	14,591千人 (R7年)	④

17

18 <活動指標>

指標	基準値	目標値	該当施策
・自然資源を活用した利用環境整備箇所〔自然環境課〕	—	10箇所(累計) (R7年度)	④
・島原半島ジオパーク認定ガイドによるジオツアー等の実施件数〔自然環境課〕	67件 (R1年度)	82件 (R7年度)	④

19

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

行動目標5：生物多様性に関する基礎データの収集・整備を進める

＜施策の方向性＞

(1) 生物多様性に関する基礎データの収集・整備を進める

- ・生物多様性の現状や変化を的確に把握することが不可欠であり、科学的データなどをもとに予防的かつ順応的な態度に基づく取組を進めていくことが重要です。希少な野生動植物や重要な生態系の動向をはじめとした生物多様性に関する基礎情報の収集を進めます。
- ・情報を施策に有効に活用するためのデータベースの構築などの整備を進めます。
- ・県民の生物多様性の重要性の理解や保全活動への参画促進のため、様々な主体に応じた情報の提供を進めます。

施策：①、②

＜施策と具体的な取組＞

① 基礎データ（野生動植物の生息・生育状況等）の収集



- 漂着ごみ等の状況調査を推進します。【継】〔資源循環推進課〕
- ガン・カモ類の飛来状況、県内の鳥獣の生息状況の情報収集に努め、鳥獣保護管理事業計画の策定、鳥獣保護区の設定等に活用します。【継】〔自然環境課〕
- 絶滅のおそれのある種の保全を推進するため、希少種等の生息・生育状況の調査及び情報収集を行い、最新の生息・生育状況を反映したレッドリストを見直すなどの把握に努めます。【継】〔自然環境課〕
- 鳥インフルエンザ対策としての糞便調査・死亡野鳥調査等を実施します。【継】〔自然環境課〕
- 外来種等の分布状況の把握に努め、必要に応じ外来種リストの更新を行います。【継】〔自然環境課〕

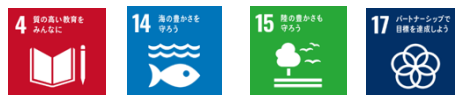
1
2 ○狩猟鳥獣等の生息状況の把握に努め、鳥獣保護管理事業計画の策定等に活用します。

3 【継】〔農山村対策室〕

4
5 ○河川水辺の国勢調査や本県の各種調査結果を活用し、県内の河川環境に関する情報を
6 収集するとともに、全県的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握
7 します。【継】〔河川課〕

8
9 ○身近な生きものの生息生育状況の把握と調査体制の強化を図るため、県民参加型い
10 きもの調査を実施します。また、身近な生きものに関する調査を通じて、生物多様
11 性の重要性の認識の向上を図ります。(再掲)【新】〔自然環境課〕

12
13 ② 自然環境情報の整備、活用



14
15
16 ○県内の生物多様性の現状を把握するため、環境省自然環境保全基礎調査結果及び長
17 崎県希少野生動植物調査情報などを「ながさきいきものデータベース」に集約しま
18 す。【強】〔自然環境課〕

19
20 ○集積した自然環境情報を希少種等の保護の施策に活用するとともに、公開可能な情
21 報はHP等により県民へ情報提供を行います。【強】〔自然環境課〕

22
23 <活動指標>

指標	基準値	目標値	該当施策
・希少種モニタリングの実施回数〔自然環境課〕	—	25回以上 (毎年度)	①
・県民参加型いきもの調査の実施回数〔自然環境課〕	—	1回以上 (毎年度)	①

1 第3章 戦略の推進

2

3 長崎県の豊かな生物多様性を将来にわたって保全するとともに、生物多様性がもたら
4 す恵みを持続的に享受していくために、多様な主体が一体となって、県戦略に基づき、
5 着実に取組を進める必要があります。

6

7 1. 県戦略の推進

8

9 具体的な施策や取組に関しては、長崎県の施策を中心として、関係機関等が設定し
10 た主要な取組を基本に、各年度の事業計画を策定し、県戦略の推進を図ります。

11

12 その際は、庁内組織である「21長崎県環境づくり推進本部」と長崎県環境審議会
13 を活用し、年度毎に県関係事業に関する実施状況を点検し、県民の意見を加え、その
14 結果を公表します。また、この結果を踏まえ、必要に応じて施策への反映を図って
15 いきます。

16

17 2. 県戦略の見直し

18

19 県戦略策定後、令和7（2025）年度末を目途に、生物多様性を取り巻く環境の
20 変化や県戦略に基づく施策の進捗状況などを分析した上で、県民の意見を十分聴取し、
21 次期行動計画の策定も含め、県戦略の見直しを行います（図22）。

22

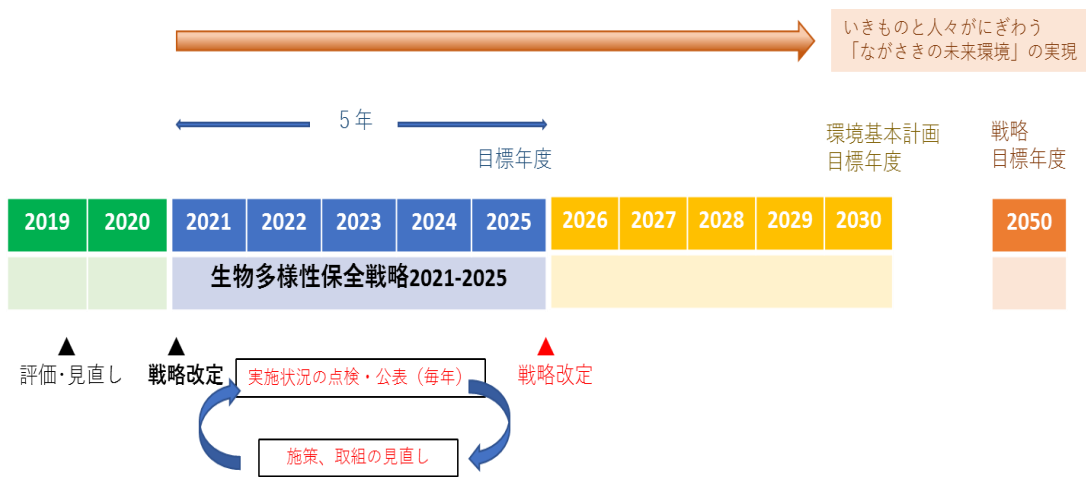


図22 県戦略の点検・見直しスケジュール

20

21

22

3. 各主体の役割

県戦略は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な考え方と県の施策についてとりまとめた計画ですが、生物多様性基本法において、国、地方自治体、事業者、国民及び民間団体の責務が規定されているように、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくためには、県が自らの取組を計画的に進めていくことはもちろんのこと、私たち一人ひとりが、それぞれに求められる役割を認識し、行動へと移していくことが求められています。このようなことから、以下にそれぞれの主体に期待される役割を示します（図 23）。

【県民の役割】

長崎県には森や海といった自然が身近にあり、新鮮な魚介類をはじめ、豊かな食材に恵まれています。このような特徴を最大限活かし、まずは、地元で採れる旬のものを「味わう」、自然や生きものに「ふれる」、自然の素晴らしさを「伝える」といった日常生活の中でできることを実践していくことが期待されます。わが国では多くの食料や木材、動植物を輸入していますが、生物多様性の保全に積極的に取り組む企業の商品や環境に配慮した商品を選択的に「買う」こと、ペットを野外に放さず最後まで大切に「飼う」といったことも大切なことです。また、保全活動や体験学習会などに「参加する」ことも望まれます。

【市民団体の役割】

地域に根ざした具体的な保全活動の実践、生物多様性に関する専門的な知見や経験を活かした県民への情報提供、体験学習の機会を提供する際の主体としての役割が期待されます。また、行政、企業、博物館、大学、研究機関などと連携し、地域の幅広い関係者を巻き込んだ取組を進めていく際の原動力としても期待されます。さらに、持続可能な生産物であることを認証する制度の推奨など、生物多様性に配慮した生産活動を行う生産者と消費者をつなぐ役割が期待されます。

【農林水産業者の役割】

安全・安心な品質と生物多様性の保全に配慮した農林水産物の供給を求める県民の声が高まっています。このため、農林水産業に携わる皆さんには、生物多様性の保全をより重視した取組が期待されます。例えば、漁業者は資源管理などの取組を進めるとともに、マリンエコラベル（MEL）などの制度も活用して、漁業者の取組を周知することにより、資源の大切さについて県民に理解してもらうことが必要です。また、漁業者が海と深いかわりを持つ森林を「魚つき林」と呼び、大切に守り、育ててきた事例もあります。

1 農林業においても、GAP（農業生産工程管理）の導入、持続可能な方法によっ
2 て生産されたことを示すエコラベルなどを貼った木材の供給（森林認証制度など）、
3 野生動植物の生息環境の保全に配慮して生産された農産物（減農薬・有機栽培や冬
4 期湛水などによる「いきものブランド米」など）の生産などの事例があります。

5 6 **【企業の役割】**

7 企業活動は、生きものに由来する原材料の調達や遺伝子情報の利用、観光資源と
8 しての活用などといった形で、生物多様性の恵みを受けています。このため、企業
9 自らの活動全般の中に生物多様性の保全と持続可能な利用を組み込むことが大切で
10 す。さらに、野生動植物が生息・生育する場としての社有地の保全、市民団体など
11 の活動との連携協力や寄付などによる支援が期待されているほか、従来の産業構造
12 の枠を超えた異業種間、異分野間での連携や技術協力による生物多様性分野での新
13 たなビジネスの展開が期待されています。

14 15 **【行政の役割】**

16 県は、県戦略に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を社会
17 経済活動全般に浸透させるため、各種施策を強力に推進するとともに、県民などと
18 の協働や国との連携・協力を進めるため、積極的な情報交換に努めます。

19 市町は、生物多様性国家戦略や県戦略を参考に、市町版の生物多様性地域戦略を
20 策定することや生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた具体的な取組の推進な
21 どにより、地域の具体的な活動に繋げていくことが期待されます。

22 23 **【教育・研究機関の役割】**

24 小・中・高等学校などの教育機関は、生物多様性に関する環境教育を通じて、持
25 続可能な社会の構築を目指した様々な活動に主体的に参加し、環境への責任ある行
26 動ができる県民を育成する役割が期待されます。

27 大学や博物館などの研究機関は、生物多様性に関する知識の普及、専門的な知識
28 や技術を有する人材の育成、生物多様性情報の収集・蓄積、生物多様性についての
29 解明、保全技術の開発などの役割を担うことが期待されます。

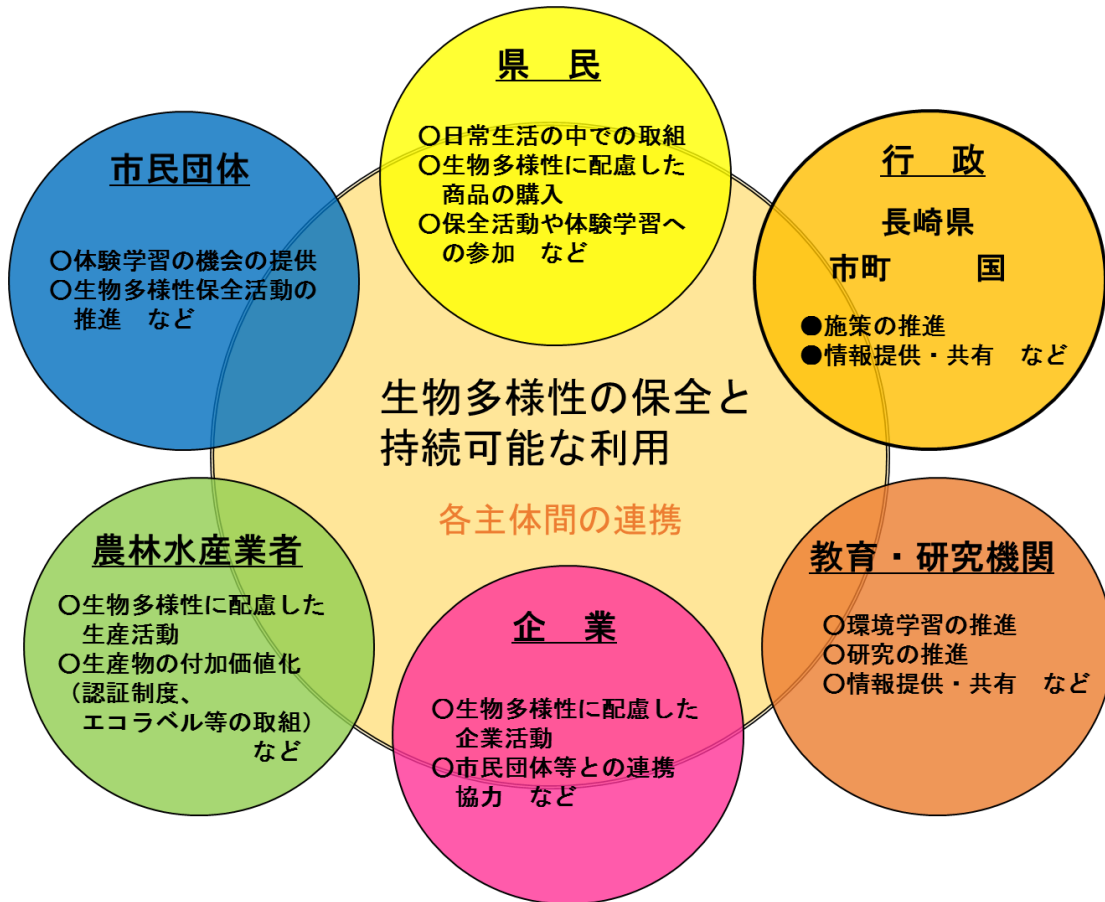


図 23 各主体の役割